

様式 1

年 月 日

群馬県知事 様

申請者（第一種動物取扱業の申請者）

氏名

住所 〒

電話番号

（法人にあつては法人の名称及び代表者の氏名）

事務担当者氏名

電話番号

メールアドレス

ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録申請書

ぐんま犬猫パートナーシップ制度実施要領第6に基づき、以下のとおり申請いたします。

1 登録事業所の情報（第一種動物取扱業の登録内容を記載）

事業所の名称	
事業所の所在地 及び連絡先	〒 (電話番号)
登録の業種	<input type="checkbox"/> 販売 (登録番号:) <input type="checkbox"/> 保管 (登録番号:) <input type="checkbox"/> 展示 (登録番号:) <input type="checkbox"/> 訓練 (登録番号:) <input type="checkbox"/> 貸出し (登録番号:) <input type="checkbox"/> 競り売り (登録番号:) <input type="checkbox"/> 譲受飼養 (登録番号:)

2 登録基準

申請する事業所は、次の登録基準を満たします。（該当するものにチェックを記載）

(1) 全ての事業所に共通する基準

- ア 本申請書の3 確認事項（1）について、1項目以上実施します。
- イ ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録証及び本制度の登録を示すポスター又はステッカーを顧客が見やすい場所に掲示します。
- ウ 申請者及び事業所は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、群馬県動物の愛護及び管理に関する条例（※）及びその他関係法令を遵守しています。

※前橋市又は高崎市に所在する事業所の場合は、それぞれ前橋市又は高崎市の同条例に読み替える。

(2) 犬猫販売を行う事業所の基準

- ア 飼い主に対して、以下の項目について誓約を交わした上で販売します。
 - (ア) 飼育可能な住宅に住居していること
 - (イ) 終生飼育すること
 - (ウ) 万一飼えなくなった際には、責任を持って新たな飼い主を探し、安易に放棄しないこと
- イ 販売前に飼い主に対し、「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所適正飼養説明項目（別紙1）」に記載する事項の説明を十分に行います。
- ウ 犬猫へのマイクロチップ装着及びその登録について、法令に基づいて取り扱うとともに、顧客へ丁寧に説明し、普及のための周知を行います。

3 確認事項

(1) 犬猫の適正飼養の普及や譲渡の推進に関する以下の事項について、実施する項目は次のとおりです。

- ア 適正飼養の普及等に関するチラシ等を店頭で設置します。
- イ 適正飼養の普及等に関するチラシ等を顧客に配布します。
- ウ 群馬県が提供する適正飼養の普及等に関する情報を、事業所のホームページ等に年1回以上掲載します。
- エ 飼い主に対して、適正飼養を継続して指導・アドバイスします。

(2) 実施に際して必要な情報は次のとおりです。

県ホームページの一覧に事業所名と所在地を掲載	<input type="checkbox"/> 希望します。 <input type="checkbox"/> 希望しません。
県ホームページの一覧から事業所のホームページへリンクをする	<input type="checkbox"/> 希望します。 <input type="checkbox"/> 希望しません。 <input type="checkbox"/> 事業所のホームページなし。
事業所のホームページアドレス	
大型の啓発ポスター掲示 (大型・・・A2 や A1 など)	<input type="checkbox"/> 可能です。 <input type="checkbox"/> 不可です。

4 添付書類（犬猫販売を行う事業所のみ）

- 販売時説明に使用する資料

5 登録時に記載した情報を変更する場合の確認事項（全ての事業所）

- 本制度に登録したのち、以下の項目を変更した場合は、ぐんま犬猫パートナーシップ事業所変更届出書（様式5）を提出します。
 - (1) 事業所の名称
 - (2) メールアドレス
 - (3) 「3 確認事項」に記載した実施項目及
 - (4) 「4 添付書類」において添付した販売時説明に使用する資料の内容